

柳条湖事件後の満鉄新経営

芳井 研一

はじめに

南満州鉄道株式会社(以下満鉄と略す)は柳条湖事件後の数か月間に新経営にどのように着手しようとしたのか、その中身は何であったかを考えたい。第一に、柳条湖事件後の満鉄の新経営方針を主導したのは関東軍であったのかどうかを問う。このことは満鉄自身が柳条湖事件にどう向き合ったかを検討することでもある。第二に、柳条湖事件以前において満鉄や関東軍が「満蒙特殊権益」の侵害と認識していたものの実体を浮き彫りにする。彼らはそれまでの障害を取り除き、求めていた事業を実施しようと動き出したからである。第三に、関東軍や満鉄、日本人商工業者などがそれぞれ現地社会に何を求めていたかについて考える必要があるが、ここでは日本人商工業者についてのみふれる。

満鉄が柳条湖事件後にどのような方針を採ったか、関東軍の軍事作戦にどう協力したかについては、満鉄自身が『満州事変と満鉄』(1934年刊行)において総括している。同書の上編は「満州事変に於ける会社の貢献」と題されており、この戦争への積極的関与について詳細な叙述がなされている⁽¹⁾。また『満州事変と区員の奮闘』(1933年刊行)は奉天列車区員による活動記録である⁽²⁾。同種の回顧はこの時期の刊行物に数多く見られる。それらは資料として有用であるが、新経営そのものを客観的に位置づけたものではない。本稿では、満鉄の「第六十回帝国議会説明資料(別冊)昭和六年十二月」や満鉄調査課「満州事変日誌記録」、同時期に満鉄理事の任にあった村上義一の関係文書、それに関東軍参謀片倉衷の「満州事変機密政略日誌」などを用いながら、柳条湖事件後の満鉄新経営について検討することにした。

I 満鉄経営方針をめぐる関東軍と満鉄の交錯

まず柳条湖事件後の新たな満鉄経営方針の採択に至る経緯を検討しよう。

関東軍は柳条湖事件の直後に日本の傀儡政権を「満蒙」地域に樹立することにしたが、そのためには何としても満鉄を協力者として組み込む必要があった。しかし満鉄は軍事輸送については積極的に協力したものの、9月末の時点では、関東軍を直接支援するかどうかの意思表示をしていなかった。満鉄重役のなかには、柳条湖事件が関東軍の謀略であることを嗅ぎ取り、幣原外交が当初求めたように旧態復帰へと舵をとろうとする木村鋭市のような理事がいた。同じ外務省出身の内田康哉社長の元に多くの情報が寄せられていたが、内田自身、幣原外交の方

針を知悉しているだけに関東軍への直接支援に踏み切るには至らなかった。10月2日に関東軍司令部を訪問した満鉄鉄道部次長の佐藤應次郎らは、村上理事計画の「満州鉄道委託経営及敷設案」が「重役会議にも提出し得ざる悲境」にあると伝えている⁽³⁾。満鉄幹部の間で、柳条湖事件後の状況変化にどう対応するか決めかねていたことがわかる。他方この時点で関東軍の傀儡政権構想に呼応した満鉄の新方針を盛り込んだと推定される村上案があったことを確認できる。

在奉天日本総領事の林久治郎の回想には、内田総裁に対して十河信二理事や石光中将が関東軍の意向を汲むよう「勸説」したと記されている。村上理事の名前が出てこない理由はわからないが、いずれにしてもまだ満鉄上層部が関東軍支援を決断していない段階で十河理事等が盛んに内田総裁に働きかけていたことがわかる。林によると、内田総裁は「十月に入り翻然意を決し、五日奉天に至り、四日間滞在し、従来の態度を捨て、軍部と肝胆相照すの意気を示した」という⁽⁴⁾。確かにまだ幣原外相や木村理事が日本軍を撤収する旧態復帰を引き続き模索していた10月6日、内田満鉄社長は奉天で関東軍司令官と会見し、満鉄が新たな事態に協力することを伝えた。関東軍の日誌には、内田総裁が「最後のご奉公をなすべく決心せるものの如し」と記されている⁽⁵⁾。

関東軍はこの時、満鉄への要望事項を提示した。同案は10月2日に開かれた関東軍参謀の石原完爾や板垣征四郎らによる会議でまとめられた「満蒙問題解決案」の骨子となる「新独立国」実現のために、関東軍が満鉄側に求めたものである。したがって鉄道等を中心とする経済活動の全体を「新独立国」の枠組みに沿って統一的に整備することを求める以下のような内容になっていた。

- 一、四洮、洮昂、吉長、吉敦の各鉄道を満鉄会社に於て管理す。
- 二、学良政府関係鉄道たる瀋海、吉海、呼海、洮索、齊黒各鉄道を日支合弁の形式に改め満鉄会社に於て委任経営す。
- 三、速に先づ吉会及長大鉄道を敷設す。
- 四、支那側が条約を無視して敷設せる鉄道は満鉄中心主義に基き一部の改築を行ふ。
- 五、官銀号及辺業銀行を買収し幣制を統一す。
- 六、従来の支那官商に代るべき北満特産物買収機関を設置す。
- 七、主要都市間に航空路を開設す。
- 八、満鉄直接経営若くは勸業公司等の事業を助成する方法を以て大規模の水田開発、羊毛改良、棉花栽培等を実現す。
- 九、吉林、鴨緑江、宣列克都、海林等に於ける邦人の林業を助成し若くは新に傍系会社をして経営せしむ。
- 十、大石橋附近の菱苦土、復州の粘土、青城子の鉛、本溪湖の煤鉄等の諸鉱業の拡張又は新興を助成す。⁽⁶⁾

しかしここで疑問が生ずる。以上の十項目は、関東軍が柳条湖事件後はじめて満鉄に示した要望事項であるが、その間に満鉄が当面していた懸案について関東軍側が整理して提示できる状況にあったかという疑いである。関東軍の柳条湖事件以前における立案の中で満鉄がらみの問題に触れていたのは、ひとつは佐久間亮三大尉作成の「満蒙ニ於ケル占領地統治ニ関スル件」(1930年9月)で、「占領地の鉄道は先づ野戦鉄道監部之を管理運用し次で満州鉄道会社をして経営せしむ」となっていた⁽⁷⁾。また石原完爾の「満蒙問題私見」(1931年5月)には、「鞍山の鉄、撫順の石炭等は現下に於ける我重工業の基礎を確立するに足る」と記されていた⁽⁸⁾。一番詳細に触れているのは関東軍司令部「満蒙問題処理案」(1931年春)で、「商租権竝鉄道問題等従来の懸案の解決」についての具体的な記述がある⁽⁹⁾。ただいずれも満鉄の経営そのものについて触れてはいるが、中国側鉄道の「委託経営」については盛り込まれていない。10月4日以前にそれが記されているのは既見の資料のなかでは村上理事案のみである。すなわち、関東軍側の満鉄への要望事項が作成されるまでに村上理事案ないし類似の満鉄内で作成された案が関東軍に渡っていて、それらを盛り込んだ案が関東軍の要望事項になったと考えられる。

村上義一文書に「昭和六年十月 満蒙諸懸案解決大綱案」がある⁽¹⁰⁾。表紙には村上理事名の記載と共に、10月20日付の村上のスタンプが押しあてられている。鉄道・鉱山・土地・森林・金融などにわたる具体的な案で、満鉄の新経営方針の骨子となる考え方が盛り込まれている。先の関東軍の要望事項と比べると、「主要都市間に航空路を開設す」が入っていないだけで全体の枠組みはほぼ同様である。これらのことも、関東軍の満鉄への要望事項が村上理事案等を下敷きにしていたことを傍証する。ようするに柳条湖事件に乗じて満鉄の意向に沿った懸案解決案が満鉄内部から示され、関東軍によってオーソライズされることで10月6日以降の満鉄新経営方針として採択されることになったと整理できよう。その具体案をまとめたものが村上理事名の記載のある「満蒙諸懸案解決大綱」であった。

他方関東軍も、対ソ戦備にかかわる鉄道については積極的に関与した。10月15日の橋本部長と関東軍参謀による懇談における鉄道関係の発言は次の通りである。竹下参謀は、吉会・吉長・洮昂・四洮・洮索各線を管理または委任にする必要があると指摘した。片倉衷参謀は、中東鉄道についても日本の権益を拡張する必要があると述べている。哈爾濱・洮南を戦場に想定していた従来の作戦計画を修正し、新政権によって権益を拡張すべきであるとした⁽¹¹⁾。

なお関東軍は12月8日付で産業開発政策の基本をなす案をまとめている。第三課「満蒙開発方策案」(以下「方策案」と略記)である。この案で最大の眼目とされたのは「資源の利用」であった。石原完爾の構想に沿って日本の平戦両時の軍需資源確保のための措置をとることを最重要課題としていたことがわかる。この「方策案」では、二番目に交通網の問題が示されている。「大連及北鮮港灣の二大海港主義を徹底」しつつ日本の指導の下に「満蒙」の鉄道網を整備するとした。そのほか移民の奨励や通貨の統一、都市計画の実施などが挙げられていた⁽¹²⁾。

II 満鉄による新経営

1. 委任経営と新線着工

満鉄内部では柳条湖事件直後から、自らの主導権により満鉄の事業に即して懸案解決による新経営を担おうとする意向が見られ、それがオーソライズされていたことは先に見たとおりである。実際直接の当事者ではないが「満州事変ニ際シ鉄道関係トシテ対処スヘキ事項」をまとめた鉄道部事務課の羽賀千代太によると、「満州事変」は「日支軍憲」によって起こされたとはいえ、その実体は満鉄そのものの「将来にして他にあらず」とし、以下のような強い決意が示されている。

満鉄は帝国勢力の維持上、社業を離れて極力政府及軍の政策行動の達成に助力すべきは勿論、一層積極的に軍と共に画策以て社百年の計を講じ此の機会に国力の拡張、満蒙福祉の増進に資し併せて皇軍発動初志の達成に補する所なかる可からず。⁽¹³⁾

たしかに満鉄は10月中旬以降、九・一八事変に即した新経営方針の下で積極的に行動した。第一は吉長鉄道と吉敦鉄道の合併である。吉敦鉄道開通時に吉長鉄道と共同経営することになっていたのに中国側が応じなかったというのが満鉄側の主張である。11月1日に両者の完全合併が成立し、吉長吉敦鉄路管理局が発足した。

第二に、中国側が自国鉄道保護のために運送貨物の差別的な貨物等級を設けていたが、やはりそれを廃止することになったという。傀儡化された東北交通委員会が、もともとその管轄下にあった瀋海・吉長吉敦・四洮各鉄道の指導権を得たので差別等級を廃止することになった。

第三に、満鉄の西側にある四洮・洮昂・洮索・齊昂・齊克等の各鉄道のうち、従来連絡協定が結ばれていたのは四洮鉄道のみであったが、すべてについて協定を結ぶことになった。これらは日本側が条約違反の満鉄併行線であると非難していた路線である。中国側は自前鉄道維持のために満鉄との旅客・貨物連絡運輸のための協定締結を拒んでいた。

第四に、洮昂鉄路局に満鉄の顧問を派遣した。派遣は協定により決められていたことであるが、中国側がそれを拒否していたという⁽¹⁴⁾。

2. 電気事業

柳条湖事件の4日後の9月21日付「満州事変日誌記録」に以下の記事がある⁽¹⁵⁾。

奉天城内電燈管理に関し今朝八時土肥原大佐に対し打合せ、更に総務課長庵谷氏に面談し同氏は已に当社に対し管理を委任する意向なりしたため、当方(奉天支店)と全く合致せり。依て本日午後三時より市政に関する会議に本件を協議されるに就き満電よりも出席する筈なり。

委任管理のときは廠長は勿論工務、会計、営業等の幹部は当社(満電)より出したし。満電とは南満州電気会社のことである。1926年に満鉄から分離独立した満鉄傘下の電気事業

会社で、大連・奉天・長春・安東などで電灯・電力の供給事業等を行っていた⁽¹⁶⁾。別稿で触れたが、電灯事業は住民生活に直接関わる事業であっただけに、それまでも東三省政府や住民との衝突があった⁽¹⁷⁾。その満電が、陸軍特務機関長から急きょ奉天市長になった土肥原に対し、奉天城内の電灯事業の委任管理を求め、その際廠長・工務・会計などの重要幹部を満電から出したいとも述べている。この満電の申し入れについては、さすがに満鉄調査課の担当者も「些か火事泥の議なきか」とコメントしている。事件後の混乱を利用して、かねてから懸案となっていた権利を得ようとしていると写ったのであろう。柳条湖事件を契機に満電の奉天支店は、従来から求めていた事業の拡張を一気にはかろうとした。翌 23 日付の満鉄情報によると、同日には経営主体を奉天市とし、満電が事務を担当することになったという。満電の大磯義男が臨時廠長事務取扱に就任した⁽¹⁸⁾。

安東は、中国側の自前電気会社と満電が紛糾していたことを柳条湖事件直前に満鉄が作成した「排日運動事例」に記載していた地域である。事件後日本軍は安東の中国側発電所を保障占領し、22 日に「支那側電灯廠に閉鎖を命じた⁽¹⁹⁾。このようにして 25 日にはすでに、各地の電灯・電気施設を日本側の管理に置いた上で奉天・安東・長春の中国人街の電気事業経営を統括する日本法人の会社を発足させることになった。

12 月に作成された関東軍の「方策案」には、「電気事業は全満を統一し低廉なる電力の供給を図り電気事業の発達を期す」と記されている。その方針は満電のそれと一致していた。結局「満州国」発足後にすべての電気事業を合同して日満合弁の満州国法人として満州電業股份有限公司が設立された。満電、北満電気株式会社、営口水道電気株式会社に加え、奉天電灯廠・新京電灯廠・吉林電灯廠・哈爾濱電業局・齊齊哈爾電灯廠・安東電業会社が現物出資する形で同社に統合した⁽²⁰⁾。

3. 商租権と附属地経営の拡充

関東軍による立案の中で商租権に触れているのは、「満蒙問題処理案」と、「方策案」の移民の項で「商租権の解決を期し邦人移民奨励し機関を特設して其実行を期す」としている部分のみである⁽²¹⁾。

一方満鉄側は附属地の経営主体だったので、日常的に商租権問題に向き合わざるを得なかった。村上理事は「大綱案」の「内地雑居権及商租権問題」において、1915 年の日中協約の商租権についての条項に細則を設けることを要求した。そこでは日本国臣民が土地商租の権利を有すること、商租権は両当事者の契約によって効力が発生すること、日本領事館または中国当該官署のいずれかに登記すれば第三者に対抗しうることが明記されるべきだとした。実際には柳条湖事件後に以下の措置がとられたことが「第六十回帝国議会説明資料(別冊)」によりわかる。

第一に、土地を商租したものの中国側が認めていないものについては地方官憲の承認をとりつけて附属地に編入するとした。満鉄が商租により買収しようとした土地は、奉天鉄西工業団

地、奉天渾河間鉄西渾河寄土地、奉天渾河間鉄西奉天寄土地、開原附属地南方土地、撫順小瓢屯土地、鄭家屯所在社有土地、通遼県所在社有土地、吉敦沿線土地、安東丁鑑修関係土地、五龍背温泉土地、洮南公所土地の合計一一か所であった。第二に、商租地ではあるが、面積はそれほど広くなく、附属地としてすでに使っている土地は、大石橋射撃用地、遼陽西関外道路用地、本溪湖歪頭社宅用地の三件であった。第三に、商埠地等における買収地である瀋海沿線買収地、吉林小学校用地、吉林劉樹春関係土地はそのまま承認させるとした。第四に、附属地の境界にある係争地で、鉄嶺附属地・營口附属地・劉家河附属地・本溪湖附属地・昌図附属地に隣接している土地については地方官憲を立ち会わせて満鉄の主張通り認めさせることとした。第五に、新たに附属地として必要な土地を買収し、それ以外は商租する一一件の案件があった。長春市街拡張用地、橋頭遊園地、奉天敷島小学校用地、本溪湖水道用地、長春附属地用地、長春屎尿処分所拡張用地、奉天附属地用地、遼陽附属地用地、大石橋附属地用地、瓦房店附属地用地、安東水源地拡張用地である。「別冊」には以上のまとめとして「土地問題に関する懸案は実質的に大半解決せられつつあり」と記されている。これらの懸案は、柳条湖事件後に満鉄の意向に沿って一挙に実現したことがわかる⁽²²⁾。

4. 採木会社

中国側代表と満鉄が 1930 年に共同調査し採木事業を始めようと交渉していた札免採木公司についても、やはり柳条湖事件後に実質的に満鉄が経営権を握ることで進められることになった⁽²³⁾。10月20日付の「滿蒙諸懸案解決大綱案」には、以下のように記されていた。

支那側をして大興安嶺西部森林地方に対する札免公司の林場権及付帯事業経営権を承認せしむると共に支那側に於て本事業に参加を希望する時は満鉄の持分価値に相当する現金又は現物を出資せしむること…事業経営の期間は営業開始の時より満三十箇年とし無条件更新を認むると共に日支合弁の場合に於ては総弁及営業、会計、山元各主任は満鉄より派遣すること。⁽²⁴⁾

なお、満鉄経営の根幹である鉄道事業は、事件前は世界恐慌の影響もあって 1929 年以降漸減の傾向が顕著であった。1931 年の天候は順調で農作物の増収が見込まれる中で柳条湖事件が起こったが、「十月上旬以降の發送屯数は俄に優勢に傾いたという。「久しく中国官商に壟断せられたる特産物の取引が事変以来状態に復したると輸送系統の変革に依り今後の貨物輸送は活況を呈する」だろうと予測している⁽²⁵⁾。

III 日本人商工業者の対応

日本人商業者の柳条湖事件への対応は早かった。10日後の9月28日には奉天で全満商工会議所連合会が開かれ、以下のような満鉄と商工界の根本立て直し措置を求める決議がなされ、

日本の総理大臣や満鉄総裁に要請することになった⁽²⁶⁾。

- 一、貨車・鉄道運賃・撫順炭地売値段を大幅に値下げする。
- 二、一般株主への配当率を引き下げ、政府持ち株への配当を停止する。
- 三、満鉄職員の減員・減俸を実施するなど社内を徹底的に整理・緊縮する。

これらによって満鉄の経営を立て直しつつ、資源を活用して製鋼・曹達・硫安のような基礎工業を発達させることで難局を打開できるとしていた。柳条湖事件以前の満鉄経営に対する商工業者の不満がこの時一気に吹き出たといえるが、日本の「満蒙權益」に言及していない点で関東軍の思惑と隔たりがあった。だがその溝は一気に埋められた。

10月1日に長春で開かれた全満商工会議所連合会の役員会・評議員会では、既得權益の確保を求める以下のような内容の陳情事項がまとめられ、上京委員に託されることになった⁽²⁷⁾。

- 一、吉会鉄道を完成させる。
- 二、長春・大賚間の鉄道を敷設する。
- 三、中国側銀行による通貨発行を中止させ、中国商人の特産物買い占めを阻止する。
- 四、通貨を統一する。
- 五、商租権問題を即時解決する。
- 六、中東鉄道南部線に対抗する鉄道を敷設する。

一と二に見られるように、長春商工会議所の意見が直接反映していることをうかがわせる。この時点で「満蒙權益」の維持・拡大そのものが要求の中心に浮上しているのであり、関東軍と足並みをそろえたことがわかる。

おわりに

関東軍は謀略として柳条湖事件を起こし、その地で次の戦争の準備のための体制を整えようとした。満鉄内でも、まだ社としての方針が定まらない事件直後から満鉄にとって障害と考えられた懸案を解決する機会が到来したと認識する人々がいた。小稿では関東軍が10月4日にまとめた満鉄に対する要望事項のほとんどが、実はそれ以前に満鉄側との接触の中で満鉄側の一部理事等によって提示されたものであったことを明らかにした。満鉄の新経営方針が、その延長線上に採択されていくことは、10月20日付の「満蒙諸懸案解決大綱案」に示されている。

また実際に満鉄が柳条湖事件後の数か月間に着手した事業について整理した結果、鉄道委託経営や電気事業・土地問題等のすべてにおいて、事件前に紛糾していた懸案を満鉄の利害に沿って改変したことがわかった。日本人商業者も、それらの改変を強く支持した。こうした論点を前提として、なお、謀略による武力発動ではない方法で現地社会との何らかの調整が可能であったかどうかという問題を考えてみる必要があるが、この点については別の機会に検討したい。

注

- (1) 『満州事変と満鉄』(1934年刊行)。
- (2) 『満州事変と区員の奮闘』(1933年刊行)。
- (3) 「満州事変機密政略日誌」(『現代史資料7 満州事変』みすず書房、1964年)198頁。
- (4) 林久治郎『満州事変と奉天総領事』(原書房、1978年)129頁。
- (5) 前掲「満州事変機密政略日誌」204頁。なお、満鉄側の状況については『有法子(十河信二自伝)』(ウェッジ文庫、2010年、94-98頁)参照。
- (6) 同前、203-204頁。
- (7) 『石原完爾資料一国防論策一』(原書房、1971年)56頁。
- (8) 同前、77頁。
- (9) 同前、79-80頁。
- (10) 「満蒙諸懸案解決大綱案」(「村上義一文書」6B-13、慶応大学図書館所蔵)。
- (11) 前掲「満州事変機密政略日誌」213頁。
- (12) 同前、291-292頁。
- (13) 「満州事変ニ際シ鉄道関係トシテ対処スヘキ事項」(前掲「村上義一文書」6B-9)。
- (14) 南満州鉄道株式会社「第六十回帝国議会説明資料(別冊)」(吉林省社会科学院満鉄資料館所蔵)1-2頁。
- (15) 南満州鉄道株式会社調査課『満州事変日誌記録』第1冊(不二出版、2009年)59頁。
- (16) 南満州鉄道株式会社『第六十二回帝国議会説明資料』(復刻：龍溪書舎、1986年)377-378頁。
- (17) 拙稿「東北アジア地域の社会的な生活基盤の形成」(『環東アジア研究センター年報』5号、2010年)154頁。
- (18) 前掲『満州事変日誌記録』第1冊、115頁。
- (19) 同前、149頁。
- (20) 南満州鉄道株式会社「第六十七回帝国議会説明資料(別冊)」(吉林省社会科学院満鉄資料館所蔵)9-11頁。
- (21) 前掲『石原完爾資料』79頁、前掲「満州事変機密政略日誌」292頁。
- (22) 前掲「第六十回帝国議会説明資料(別冊)」3-7頁。
- (23) 同前、7頁。
- (24) 前掲「満蒙諸懸案解決大綱案」所収。
- (25) 前掲「第六十回帝国議会説明資料(別冊)」41-42頁。
- (26) 「満鉄及満州商工界根本立直シニ関スル要請書」(前掲「村上義一文書」、6B-15)1-8頁。
- (27) 前掲『満州事変日誌記録』第2冊、9-10頁。